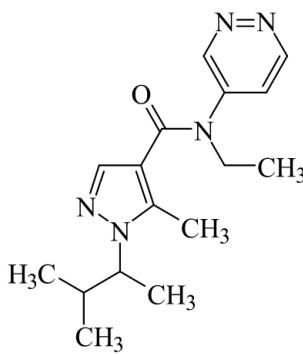


水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料
ジンプロピリダズ

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名 (IUPAC)	1 - [(1 <i>R S</i>) - 1 , 2 - ジメチルプロピル] - <i>N</i> - エチル - 5 - メチル - <i>N</i> - ピリダジン - 4 - イル - 1 <i>H</i> - ピラゾール - 4 - カルボキシアミド				
分子式	C ₁₆ H ₂₃ N ₅ O	分子量	301.4	CAS 登録番号 (CAS RN [®])	1403615-77-9
構造式					

2. 作用機構等

ジンプロピリダズは、新規殺虫剤であり、その作用機構は TRPV（一過性受容体電位バニロイド）チャネルの上流部分のシグナル伝達をブロックすることにより、弦音器官ニューロンの発火を抑制するというものである（IRAC：36^{*}）。

本邦では未登録である。

製剤として液剤があり、適用農作物等は、果樹、野菜等として登録申請されている。

※参照：<https://www.jcpa.or.jp/labo/mechanism.html>
<https://irac-online.org/>

3. 各種物性等

外観・臭気	類白色固体粉末、無臭	土壌吸着係数	$K_{F_{OC}}^{ads} = 19-250$ (20℃)
融点	88℃	オクタノール／水分配係数	$\log Pow = 1.1$ (20℃、pH5.8)
沸点	278.0℃で分解のため測定不能	生物濃縮性	—
蒸気圧	8.7×10^{-6} Pa (20℃、外挿法) 1.7×10^{-5} Pa (25℃、外挿法)	密度	1.2 g/cm^3 (20℃)
加水分解性	30日間安定 (25℃、pH4、5、7) 半減期 185.0日 (25℃、pH9)	水溶解度	34.6 g/L (20℃、蒸留水) 33.2 g/L (20℃、pH4) 28.7 g/L (20℃、pH7) 31.5 g/L (20℃、pH9)
水中光分解性	半減期 46.8日 (東京春季太陽光換算 180.6日) (アセトニトリル含有滅菌緩衝液、pH6.99、25℃、 30 W/m^2 、315—400 nm)		
pKa	pH 3.5—10.9の範囲で解離性なし		

Ⅱ－１．安全性評価

許容一日摂取量（ADI）	0.21 mg/kg 体重/日
食品安全委員会は、令和6年10月23日付けで、ジンプロピリダズのADIを0.21 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を内閣総理大臣に通知した。 この値は、各試験で得られた無毒性量のうち、ラット2年間慢性毒性試験/発がん性併合試験及びマウス18か月間発がん性試験における無毒性量の21 mg/kg 体重/日を安全係数100で除して設定された。	

Ⅱ－２．水質汚濁に係る登録基準値

登録基準値	0.55 mg/L
以下の算出式により登録基準値を算出した。 ¹⁾	
0.21 (mg/kg 体重/日)	× 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L /人/日) = 0.5596… (mg/L)
ADI	体重 10 %配分 飲料水摂取量

¹⁾ 登録基準値は、体重を53.3kg、飲用水を1日2L、有効数字は2桁（ADIの有効数字桁数）とし、3桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	なし
水質要監視項目 ²⁾	なし
水質管理目標設定項目 ³⁾	なし
ゴルフ場指導指針 ⁴⁾	なし
WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成17年8月3日改正前の「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示346号）第4号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」（令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）の別表において設定された水濁指針値（水質汚濁に係る農薬登録基準が設定されているものを除く）。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, fourth edition

Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

1. 製剤の種類及び適用農作物等

申請者より提出された申請資料によれば、本農薬の製剤は液剤があり、適用農作物等は果樹、野菜等がある。

2. 水濁 PEC の算出

（1）水田使用時の水濁 PEC（第 1 段階）

水田使用に該当する使用方法がないため、算定の対象外

（2）非水田使用時の水濁 PEC（第 1 段階）

非水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第 1 段階の PEC を算出した。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	りんご	I : 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g/ha) (左欄の最大使用量に、有効成分濃度を 乗じた上で、単位を調整した値)	756
剤 型	10.8%液剤	N_{app} : 総使用回数 (回)	3
当該剤の単回・単位 面積当たり最大使 用量	700 mL/10a	D_{river} : 河川ドリフト率 (%)	5.8
		Z_{river} : 河川ドリフト面積 (ha)	0.11
地上防除/航空防除 の別	地上防除	R_u : 畑地からの農薬流出率 (%)	0.02
使用方法	散布	A_p : 農薬使用面積 (ha)	37.5
使用回数	3 回	F_u : 施用方法による農薬流出補正係数	1

(3) 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時	適用なし
非水田使用時 (第 1 段階)	0.00003856...
うち地表流出寄与分	0.00003471...
うち河川ドリフト寄与分	0.00000385...
合 計 ¹⁾	0.00003856 ÷ 0.000039 (mg/L)

1) 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総 合 評 価

水濁 PEC は 0.000039 mg/L であり、登録基準値 0.55 mg/L を超えないことを確認した。

<検討経緯>

令和 6 年 12 月 19 日 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会 (第 94 回)